

○ 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第九条 法第十三条第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、金融サービス仲介業者が、顧客から当該金融サービス仲介業者の提供するソフトウェアを使用する方法により当該顧客が締結しようとする金融サービス契約（顧客が金融サービス仲介行為（金融サービス仲介業務）に関して行う法第十一条第二項各号に掲げる媒介、同条第三項に規定する媒介、同条第四項各号に掲げる行為及び同条第五項に規定する媒介をいう。次節において同じ。）により締結する契約（金融サービス仲介業者と締結するものを除く。）をいう。以下この条、第三十三条及び第三十四条第一号において同じ。）に関する顧客の注文の内容の伝達を受け、次に掲げる者（以下この条及び同節第一款において「相手方金融機関」という。）が定める方式（金融サービス仲介業者が金融サービス仲介業務に用いるソフトウェアと相手方金融機関が金融サービス契約の締結に用いるソフトウ</p>	<p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第九条 「同上」</p>

エアとの間の通信に係る方式に限る。)に従い、当該注文の内容を当該相手方金融機関に伝達する方法とする。

〔一〇三 略〕

四 貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいう。第十三条第二号ワにおいて同じ。）。

（登録申請書の記載事項）

第十条 法第十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 登録申請者（法第十三条第一項に規定する登録申請者をいう。以下この条から第十二条まで及び第十六条第一項第一号イにおいて同じ。）が個人である場合にあつては、他の法人の常務に従事しているときは、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の種類

〔二・三 略〕

（登録申請書の添付書類）

第十二条 法第十三条第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

〔一〇三 略〕

四 兼業業務（金融サービス仲介業務及び金融サービス仲介業務に付随する業務以外の業務をいう。第十六条第一項において同じ。）

〔一〇三 同上〕

四 貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいう。第十三条第二号ルにおいて同じ。）。

（登録申請書の記載事項）

第十条 「同上」

一 登録申請者（法第十三条第一項に規定する登録申請者をいう。以下この条から第十二条まで及び第十六条第一号イにおいて同じ。）が個人である場合にあつては、他の法人の常務に従事しているときは、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所

所の所在地及び事業の種類

〔二・三 同上〕

第十二条 「同上」

〔一〇三 同上〕

四 兼業業務（金融サービス仲介業務及び金融サービス仲介業務に付随する業務以外の業務をいう。第十六条において同じ。）を行

）を行う場合にあつては、その内容を記載した書面

〔五〇八 略〕

（不正な行為等をするおそれがあると認められる者）

第十三条 法第十五条第一号カに規定する内閣府令で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者

〔イ〕へ 略〕

ト 金融商品取引法第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務（同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。以下この条において同じ。）の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十三条の十第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者（同法第六十三条の九第一項の規定による届出をした者をいう。ト及び次号チにおいて同じ。）の地位を承継した旨の同法第六十三条の十第二項の規定による届出又は同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（同条第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る海外投資家等特例業務届出者であつた者とし、当該通知があつた日前に海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、分割により海外投資家等特例業務

う場合にあつては、その内容を記載した書面

〔五〇八 同上〕

（不正な行為等をするおそれがあると認められる者）

第十三条 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〕へ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

に係る事業の全部の承継をさせ、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該者が法人である場合にあつては、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしてい
た者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

リ 金融商品取引法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第五十条の二第一項第六号若しくは第七号に該当する旨の同項の規定による届出又は同法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部の承継をさせ、海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該者が法人である場合にあつては、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

リ 金融商品取引法第六十六条の二十第一項の規定による同法第六十六条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の十九第一項第一号に該当する旨の同項の規定による届出をした

「号の細分を加える。」

ト 金融商品取引法第六十六条の二十第一項の規定による同法第六十六条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の十九第一項第一号に該当する旨の同項の規定による届出をした

者（当該通知があった日前に金融商品仲介業（同法第二条第十四項に規定する金融商品仲介業をいう。リ、次号ヌ並びに第四十二条第一号及び第二号において同じ。）を廃止し、分割により金融商品仲介業に係る事業の全部の承継をさせ、又は金融商品仲介業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者が法人である場合にあつては、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ヌ 金融商品取引法第六十六条の四十二第一項の規定による同法第六十六条の二十七の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の四十第一項第一号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に信用格付業（同法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。ヌ及び次号ル並びに第九十九条第二項第三号において同じ。）を廃止し、分割により信用格付業に係る事業の全部の承継をさせ、又は信用格付業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ル 金融商品取引法第六十六条の六十三第一項の規定による同法第六十六条の五十の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処

者（当該通知があった日前に金融商品仲介業（同法第二条第十四項に規定する金融商品仲介業をいう。ト、次号チ並びに第四十二条第一号及び第二号において同じ。）を廃止し、分割により金融商品仲介業に係る事業の全部の承継をさせ、又は金融商品仲介業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者が法人である場合にあつては、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

チ 金融商品取引法第六十六条の四十二第一項の規定による同法第六十六条の二十七の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の四十第一項第一号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に信用格付業（同法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。チ及び次号リ並びに第九十九条第二項第三号において同じ。）を廃止し、分割により信用格付業に係る事業の全部の承継をさせ、又は信用格付業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

リ 金融商品取引法第六十六条の六十三第一項の規定による同法第六十六条の五十の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処

分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の六十一第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に高速取引行為（同法第二条第四十一項に規定する高速取引行為をいう。次号ヲにおいて同じ。）に係る業務を廃止し、分割により当該業務に係る事業の全部の承継をさせ、又は当該業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者が法人である場合にあつては、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ヲ 貸金業法第二十四条の六の四第一項又は第二十四条の六の五第一項の規定による同法第三条第一項の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に貸金業法第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に貸金業（同法第二条第一項に規定する貸金業をいう。次号ワにおいて同じ。）を廃止することについての決定（当該者が法人である場合にあつては、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

二 次のいずれかに該当する者

「イスト 略」

キ 前号トの期間内に金融商品取引法第六十三条の十第一項の規

分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の六十一第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に高速取引行為（同法第二条第四十一項に規定する高速取引行為をいう。次号又において同じ。）に係る業務を廃止し、分割により当該業務に係る事業の全部の承継をさせ、又は当該業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者が法人である場合にあつては、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ヌ 貸金業法第二十四条の六の四第一項又は第二十四条の六の五第一項の規定による同法第三条第一項の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に貸金業法第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に貸金業（同法第二条第一項に規定する貸金業をいう。次号ルにおいて同じ。）を廃止することについての決定（当該者が法人である場合にあつては、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

二 「同上」

「イスト 同上」

「号の細分を加える。」

定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出、同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出又は同条第四項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同条第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出又は同条第四項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、これらの届出に係る海外投資家等特例業務届出者であつた法人とし、前号トの通知があつた日前に海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、合併（海外投資家等特例業務届出者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部の承継をさせ、海外投資家等特例業務を廃止し、又は解散をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていない者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

リ 前号チの期間内に金融商品取引法第五十条の二第一項第三号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出又は同法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同法第五十条の二第一項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る同法第六十三条の十一第一項の規定に

「号の細分を加える。」

よる届出をした者であった法人とし、前号チの通知があった日前に合併（同項の規定による届出をした者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部の承継をさせ、海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

又|| 前号リ₁の期間内に金融商品取引法第六十六条の十九第一項第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る金融商品仲介業者（同法第十二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。又及び次節第五款において同じ。）であつた法人とし、前号リ₁の通知があつた日前に金融商品仲介業を廃止し、分割により金融商品仲介業に係る事業の全部の承継をさせ、金融商品仲介業に係る事業の全部の譲渡をし、合併（金融商品仲介業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、又は解散をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ル|| 前号又₁の期間内に金融商品取引法第六十六条の四十第一項各

チ|| 前号ト₁の期間内に金融商品取引法第六十六条の十九第一項第

一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る金融商品仲介業者（同法第十二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。又及び次節第五款において同じ。）であつた法人とし、前号ト₁の通知があつた日前に金融商品仲介業を廃止し、分割により金融商品仲介業に係る事業の全部の承継をさせ、金融商品仲介業に係る事業の全部の譲渡をし、合併（金融商品仲介業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、又は解散をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

リ|| 前号チ₁の期間内に金融商品取引法第六十六条の四十第一項各

号のいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第二号から第四号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る信用格付業者（同法第二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。ル）並びに第九十九条第二項第二号及び第四号において同じ。）であった法人とし、前号又の通知があった日前に信用格付業を廃止し、分割により信用格付業に係る事業の全部の承継をさせ、信用格付業に係る事業の全部の譲渡をし、合併（信用格付業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、又は解散をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

カ 前号ルの期間内に金融商品取引法第六十六条の六十一第一項第二号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る高速取引業者（同法第二条第四十二項に規定する高速取引業者をいう。ヲ）において同じ。）であった法人とし、前号ルの通知があった日前に高速取引行為に係る業務を廃止し、合併（高速取引業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により当該業務に係る事業の全部の承継をさせ、又は当該業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機

号のいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第二号から第四号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る信用格付業者（同法第二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。リ）並びに第九十九条第二項第二号及び第四号において同じ。）であった法人とし、前号チの通知があった日前に信用格付業を廃止し、分割により信用格付業に係る事業の全部の承継をさせ、信用格付業に係る事業の全部の譲渡をし、合併（信用格付業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、又は解散をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ク 前号リの期間内に金融商品取引法第六十六条の六十一第一項第二号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る高速取引業者（同法第二条第四十二項に規定する高速取引業者をいう。ヌ）において同じ。）であった法人とし、前号リ of 通知があった日前に高速取引行為に係る業務を廃止し、合併（高速取引業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により当該業務に係る事業の全部の承継をさせ、又は当該業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機

関の決定をいう。)をしていた者を除く。)の役員であった者
で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ワ|| 前号ヲの期間内に貸金業法第十条第一項第二号から第五号ま
でのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人
(同項第二号から第四号までのいずれかに該当する旨の同項の
規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る貸金業
者であつた法人とし、前号ヲの通知があつた日前に合併(貸金
業者が合併により消滅する場合の当該合併に限り、人格のない
社団又は財団である場合にあつては、合併に相当する行為)を
し、解散(人格のない社団又は財団である場合にあつては、解
散に相当する行為)をし、又は貸金業を廃止することについて
の決定(当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。)
をしていた者を除く。)の役員であつた者で、当該届出の日か
ら五年を経過しないもの

カ|| 「略」

(預金等媒介業務を適正かつ確実にを行うことについて支障を及ぼす
おそれがある場合)

第十六条 法第十五条第四号(法第十六条第二項において準用する場
合を含む。)に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合
とする。

一 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保
証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外であると

関の決定をいう。)をしていた者を除く。)の役員であった者
で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ル|| 前号又の期間内に貸金業法第十条第一項第二号から第五号ま
でのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人
(同項第二号から第四号までのいずれかに該当する旨の同項の
規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る貸金業
者であつた法人とし、前号又の通知があつた日前に合併(貸金
業者が合併により消滅する場合の当該合併に限り、人格のない
社団又は財団である場合にあつては、合併に相当する行為)を
し、解散(人格のない社団又は財団である場合にあつては、解
散に相当する行為)をし、又は貸金業を廃止することについて
の決定(当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。)
をしていた者を除く。)の役員であつた者で、当該届出の日か
ら五年を経過しないもの

ヲ|| 「同上」

(預金等媒介業務を適正かつ確実にを行うことについて支障を及ぼす
おそれがある場合)

第十六条 「同上」

一 「同上」

きは、次のいずれかに該当する場合

イ 預金等媒介業務の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の媒介（相手方金融機関（法第二十九条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下この章において「準用銀行法」という。）

第五十二条の四十五第四号に規定する相手方金融機関をいう。以下この項、次節第二款並びに第三百三十九条第一項第二号及び第五号において同じ。）が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロ(2)において同じ。）（貸付けの金額が千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、相手方金融機関と金融サービス仲介業者の利益が相反する取引が行われる可能性があることと認められるものであること（登録申請者が保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいう。第四十一条第二号及び第六十二条第一項第三号において同じ。）その他金融庁長官が定める者である場合を除く。）。

〔ロ・ハ 略〕

二 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務であるときは

イ 預金等媒介業務の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の媒介（相手方金融機関（法第二十九条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下この章において「準用銀行法」という。）

第五十二条の四十五第四号に規定する相手方金融機関をいう。以下この条、次節第二款並びに第三百三十九条第一項第二号及び第五号において同じ。）が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロにおいて同じ。）（貸付けの金額が千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、相手方金融機関と金融サービス仲介業者の利益が相反する取引が行われる可能性があることと認められるものであること（登録申請者が保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいう。第四十一条第二号及び第六十二条第一項第三号において同じ。）その他金融庁長官が定める者である場合を除く。）。

〔ロ・ハ 同上〕

二 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務であるときは

、前号ロ又はハに該当する場合並びに金融サービス仲介業務として行う法第十一条第二項第二号に掲げる行為の内容及び方法が次のいずれにも該当しない場合（その業務について相手方金融機関と金融サービス仲介業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合にあつては、前号イからハまでのいずれかに該当する場合）

イ 相手方金融機関が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものであること。

ロ 事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引以外を内容とする契約の締結の媒介であつて、次のいずれにも該当すること（イに該当する場合を除く。）。

(1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること。

(2) 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に關与するものでないこと。

(3) 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、預金等媒介業務に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面又は情報通信の技術を利用する方法による同意を得て、相手方金融機関に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の相手方金融機関が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととな

、前号イからハまでのいずれかに該当する場合並びにその業務について相手方金融機関と金融サービス仲介業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められるときを除き、金融サービス仲介業務として行う法第十一条第二項第二号に掲げる行為（相手方金融機関が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容及び方法が、次に掲げる要件の全てを満たしていない場合

イ 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係るものを除く。）。

ロ 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に關与するものでないこと。

る重要な事項を告げることとしていること。

「号の細分を削る。」

2|| 前項第二号ロ(3)の「情報通信の技術を利用する方法」とは、次に掲げる方法とする。

掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 金融サービス仲介業者の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 金融サービス仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該金融サービス仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

3|| 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
前項各号に掲げる方法は、金融サービス仲介業者がファイルへの

ハ|| 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、預金等媒介業務に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、相手方金融機関に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の相手方金融機関が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

「項を加える。」

「項を加える。」

記録を出力することにより書面を作成することができるとはな
ればならない。

(預金者等に対する情報の提供)

第四十九条 金融サービス仲介業者(預金等媒介業務を行う者に限る。
。以下この款において同じ。)は、準用銀行法第五十二条の四十四
第二項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、
次に掲げる方法により行うものとする。

〔一〕三 略〕

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項を記載した書面
を用いて行う預金者等の求めに応じた説明(書面に記載すべき事
項が電磁的記録(法第六十二条第八項に規定する電磁的記録をい
う。以下この章及び第四百四十六条第四項において同じ。)に記録
されている場合は、当該記録された事項を電子計算機の映像面へ
表示したものをを用いて行う説明を含む。)及び次に掲げる事項を
記載した書面の交付

〔イ〕ル 略〕

〔五〕六 略〕

〔2〕3 略〕

(保険媒介業務に関する禁止行為)

第六十二条 準用保険業法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令
で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(預金者等に対する情報の提供)

第四十九条 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項を記載した書面
を用いて行う預金者等の求めに応じた説明(書面に記載すべき事
項が電磁的記録(法第六十二条第八項に規定する電磁的記録をい
う。以下この章において同じ。)に記録されている場合は、当該
記録された事項を電子計算機の映像面へ表示したものをを用いて行
う説明を含む。)及び次に掲げる事項を記載した書面の交付

〔イ〕ル 同上〕

〔五〕六 同上〕

〔2〕3 同上〕

(保険媒介業務に関する禁止行為)

第六十二条 〔同上〕

〔一〇五 略〕

六 保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約の締結の媒介を行う際に、その顧客が行う当該保険契約の申込みが保険業法第三百九条第一項に規定する申込みの撤回等を行うことができな
い場合（同項第一号から第五号まで及び保険業法施行令第四十五条第七号に掲げる場合並びに当該保険契約の引受けを行う保険会社等又は外国保険会社等が当該申込みの撤回等に応じることとしている場合を除く。）に該当する場合において、当該顧客に対しその旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該顧客から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ること若しくはこれに準ずる措置により行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

〔七〇十六 略〕

〔二〇四 略〕

（有価証券等仲介業務に関する禁止行為）

第百十一条 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約が特定預金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約（第一号において単に「特定金融サービス契約」という。）である場合における準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〇五 同上〕

六 保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約の締結の媒介を行う際に、その顧客が行う当該保険契約の申込みが保険業法第三百九条第一項に規定する申込みの撤回等を行うことができな
い場合（同項第一号から第五号まで及び保険業法施行令第四十五条第七号に掲げる場合並びに当該保険契約の引受けを行う保険会社等又は外国保険会社等が当該申込みの撤回等に応じることとしている場合を除く。）に該当する場合において、当該顧客に対しその旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該顧客から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ること（当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合にあっては、当該顧客から当該書面に記載すべき事項を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ること又はこれに準ずる措置）により行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

〔七〇十六 同上〕

〔二〇四 同上〕

（有価証券等仲介業務に関する禁止行為）

第百十一条 〔同上〕

「一〇十一 略」

十二 金融サービス仲介業者又はその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が、当該金融サービス仲介業者又はその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別の情報（外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）を、その親法人等若しくは子法人等から受領する行為若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供する行為（当該金融サービス仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人による当該特別の情報の提供につき事前に当該顧客の書面による同意がある場合、親法人等又は子法人等が相手方金融機関である場合であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第十八号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第一百八条第九号イ又はロに掲げる情報を提供する場合並びに親銀行等（親法人等のうち、銀行又は協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号において同じ。）に該当するものをいう。次項において同じ。）又は子銀行等（子法人等のうち、銀行又は協同組織金融機関に該当するものをいう。次項において同じ。）である所属銀行等（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信

「一〇十一 同上」

十二 金融サービス仲介業者又はその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が、当該金融サービス仲介業者又はその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別の情報（外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）を、その親法人等若しくは子法人等から受領する行為若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供する行為（当該金融サービス仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人による当該特別の情報の提供につき事前に当該顧客の書面による同意がある場合、親法人等又は子法人等が相手方金融機関である場合であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第十八号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第一百八条第九号イ又はロに掲げる情報を提供する場合並びに親銀行等（親法人等のうち、銀行又は協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号において同じ。）に該当するものをいう。次項において同じ。）若しくは子銀行等（子法人等のうち、銀行又は協同組織金融機関に該当するものをいう。次項において同じ。）である相手方金融機関の委託を受けて金融機関代理業を行う場合で

用銀行法第十六条の五第三項に規定する所屬長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所屬信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所屬労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所屬信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所屬組合、水産業協同組合法第九十六条第三項に規定する所屬組合及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫をいう。次項において同じ。）又は当該金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務により顧客が締結する資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の相手方の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であつて、次項第一号又は第二号に掲げる情報を受領する場合及び同項第三号又は第四号に掲げる情報を提供する場合を除く。）又は親法人等若しくは子法人等から取得した当該特別の情報（当該親法人等若しくは子法人等が事前に当該顧客の書面による同意を得て提供したものを除く。）を利用して有価証券の売買その他の取引を勧誘する行為

〔十三〕二十六 略〕

2 前項第十二号の親銀行等又は子銀行等である所屬銀行等又は当該金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務により顧客が締結する資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の相手方から受領し、又は提供する情報は、次に掲げる情報とする。

一 金融サービス仲介業者が親銀行等又は子銀行等である所屬銀行等又は当該金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務により顧

あつて、次項第一号又は第二号に掲げる情報を受領する場合及び同項第三号又は第四号に掲げる情報を提供する場合を除く。）又は親法人等若しくは子法人等から取得した当該特別の情報（当該親法人等若しくは子法人等が事前に当該顧客の書面による同意を得て提供したものを除く。）を利用して有価証券の売買その他の取引を勧誘する行為

〔十三〕二十六 同上〕

2 前項第十二号の親銀行等若しくは子銀行等である相手方金融機関から受領し、又は提供する情報は、次に掲げる情報とする。

一 金融サービス仲介業者が親銀行等又は子銀行等である相手方金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業に係る情報

客が締結する資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の相手方の委託を受けて行う金融機関代理業に係る情報

二 金融サービス仲介業者が親銀行等又は子銀行等である所属銀行等又は当該金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務により顧客が締結する資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の相手方の委託を受けて行う金融機関代理業に係る法令を遵守するために受領する必要があると認められる情報

三 金融サービス仲介業者が親銀行等又は子銀行等である所属銀行等又は当該金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務により顧客が締結する資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の相手方の委託を受けて行う金融機関代理業を行うためにこれらの者に対し提供する必要があると認められる情報

四 金融サービス仲介業者が親銀行等又は子銀行等である所属銀行等又は当該金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務により顧客が締結する資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の相手方から委託を受けて行う金融機関代理業により知り得た情報であつて、金融サービス仲介業者が法令を遵守するため、これらの者に提供する必要があると認められる情報

3 [略]

(金融サービス仲介業者に対する意見聴取等)

第四百四十六条 法第五十一条第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、金融サービス仲介業者に対し、業務規程の内

二 金融サービス仲介業者が親銀行等又は子銀行等である相手方金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業に係る法令を遵守するために受領する必要があると認められる情報

三 金融サービス仲介業者が親銀行等又は子銀行等である相手方金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業を行うために相手方金融機関に対し提供する必要があると認められる情報

四 金融サービス仲介業者が親銀行等又は子銀行等である相手方金融機関から委託を受けて行う金融機関代理業により知り得た情報であつて、金融サービス仲介業者が法令を遵守するため、当該相手方金融機関に提供する必要があると認められる情報

3 [同上]

(金融サービス仲介業者に対する意見聴取等)

第四百四十六条 [同上]

容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 「略」

二 当該申請をしようとする者は、全ての金融サービス仲介業者に
対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、そ
の最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を
記載した書面及び業務規程（第四項、次条及び第四百四十八条第二
項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付するこ
と。

「イ〜ハ 略」

三 「略」

〔2・3 略〕

4|| 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当
該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、
電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す
る方法であつて次に掲げるものをもって行うことができる。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計
算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用
に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録
された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける

一 「同上」

二 当該申請をしようとする者は、全ての金融サービス仲介業者に
対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、そ
の最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を
記載した書面及び業務規程（次条及び第四百四十八条第二項におい
て「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

「イ〜ハ 同上」

三 「同上」

〔2・3 同上〕

「項を加える。」

<p>者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>5 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。</p>	<p>「項を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	